



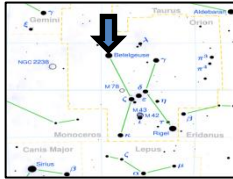
時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。

COVID-19、いわゆる武漢肺炎が大問題となってきました。これについて何か書こうと思ったのですが、状況は日々変化しており、この文章が読まれる頃には時代遅れとなる可能性が高いようです。そういう訳で、今回は、実生活とはあまり関係ない話を書きます。

冬の星座と言えば、オリオン座が最も有名でしょう。真ん中にある三ツ星が特徴的なため、とても見つけやすい星座です。夏に消える訳ではないのですが、上空に見るのが昼間となるので、見えなくなります。

ところがオリオン座の向かって左上、オリオンの右肩にあたる赤味がかった星、ベテルギウスは本当に消えてしまうかもしれません。地球から640光年離れた、太陽の20倍の質量をもつ恒星ですが、脈動変光星と言って、周期的に大きさや明るさを変えます。それがここ10年ぐらい前から、急速に収縮が強まっているということです。ベテルギウス規模の恒星は、寿命が1000万年程しかなくて、脈動変光は、その末期の現象と考えられていますが、いよいよ終末が近付いているか(その時は、超新星爆発を起こすはずなので、夏の昼間でも見える)、と、言われています。収縮は爆発と関係ないという説もありますが、いずれにせよ地球に影響はないと考えられています。



面会時のお願い

新型コロナウイルスが全国的に流行している現状から、当施設においても、入所中の利用者さんが面会者から感染する恐れがあるため、下記の場合を除いて、当面の間、面会を禁止させていただきます。

- ・入退所で付添いが必要な場合
- ・当施設職員から来所要請があった場合

なお、洗濯物の受け渡しにつきましては、ご家族が当施設へいらっしゃる前にご連絡をいただきますよう、お願いいたします。来所時には、1階事務所窓口へお声掛けください。



イベント・コンサート ※13時30分～14時30分※

今後も、新型コロナウイルスの感染拡大が予測されていることから、参加される皆さまの安全を考慮し、2020年3月は、コンサートを含めたイベントを、やむなく中止させていただくことといたしました。楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

また、2020年4月以降につきましては、状況を確認した上で、改めてホームページ等でご案内をさせていただきます。



栄養科より今月の一押しメニュー

3日(火)「ひな祭り」の昼食に、“海老と穴子のちらし寿司”、“すまし汁”、“茶碗蒸し”、“ひな祭りゼリー”を、おやつには、ひな祭りをイメージした和菓子を、それぞれご用意します。また、お彼岸の週には、“天ぷらの盛り合わせ”を予定しています。



お知らせ

河北医療財団では facebook ページを持っております。

今後、シーダ・ウォークのコンサートや、園芸活動等の様子も公開していきますので、是非ご覧になってみてください。



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、この連載ですが、今回のテーマは…

遺留分の話

最近受けた相談です(事案は抽象化されています)。

相談者は会社の社長さんで、一人息子さんがいます。社長さんは、ゆくゆくはこの子に会社のすべてを渡すつもりでいたのですが、ここにきて、息子さんが社長に造反し始めました。そこで社長さんは、息子さんを飛ばしてお孫さんに会社を継いでもらいたい、考えるようになりました。

社長さんは、会社の株式と、会社になっている土地建物を有しています。お孫さんにこれらをすべて渡すためには、生前贈与か遺言が定石です(別会社をつくる方法もありますが、今回は割愛します)。社長さんは、生前贈与だと贈与税が高額になるので、遺言を書くことにしました。ただ、全部をお孫さんにあげてしまうと、息子さんには遺留分が発生してしまいます。もし、息子さんから会社の株や不動産の一部を、遺留分として寄越せと言われると、息子さんに経営への口出しを許すことになってしまうと悩んでいました。

以上の事案に対するアドバイスは、今回の相続法改正前なら、遺留分相当額をあらかじめ現預金で渡す内容の遺言をつくっておけ、というものしかありませんでした。遺留分相当額の現預金を渡す内容の遺言をつくっておけば、後から遺留分を行使されることがないので、今でもこれは、確実な解決方法です。しかし、社長さんに現預金がほとんどない場合には、意味のないアドバイスでもありました。

今回の相続法改正により、遺留分は、株や不動産の現物を分けるのではなく、相当額の金銭で代替することも可能になりました。そのため、例えば、遺産の中に現預金がなかったとしても、お孫さんは自分の現預金から、あるいは、不動産に担保をつける等して借り入れた現金を使って、遺留分相当額を渡すことで、息子さんの経営への口出しを回避することができるようになりました。

相続についてお悩みの際には、桜丘法律事務所へ是非ご相談ください。皆さまと一緒に、最適な解決方法をお探しいたします。



桜丘法律事務所 弁護士 石丸文佳

(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2020年2月25日発行 vol.153 編集:山口・笠井・大島

地域連携プロジェクト 活動報告 2019 年度

当施設では介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士など多様な専門職がおり、各専門職が蓄積してきた知識・技術・経験があります。これらを活かし地域の皆様に貢献しつつ、連携を強める活動をしています。今回はシーダ・ウォークが参画している活動を紹介します！

ケア 24 上荻 上荻元気プロジェクト 参加

理学療法士、作業療法士が講師として参加し、月1回の体操教室や区との共催イベントで災害二次被害予防体操等を実施しています。



ケア 24 上荻 主催 プロム茶屋 パレロワイヤル茶屋

毎月開催されているサロン活動に参加しています。参加者の皆さんとお話をしたり、時にはストレッチや体操などのレクリエーションをしました。

ケア 24 上荻・ケア 24 善福寺 主催 家族介護教室

シーダ・ウォークの会議室を会場として開催している、地域住民の方対象の講座です。

“認知症について”や“老人ホームの選び方”、“車椅子の使い方”など、内容は様々です。テーマによっては、シーダ・ウォークの職員も講師として参加しています。

※ケア 24 とは、杉並区が運営を委託している高齢者の総合相談窓口です。

桃井第一小学校「みんなで生きるまち」

教育の一環でシーダ・ウォーク職員が先生役となり、講義形式で高齢者や専門職について説明した後、施設へ訪問してもらい、利用者さんの人生活を聞いたり一緒に遊ぶ時間を通して、多世代交流の機会を設けています。



コンビ保育園・学童、保育所くまごまとの交流

夏休みやハロウィンのイベントなどを通して子どもたちとご利用者が交流しています。

杉並区社会福祉協議会車いす貸し出し事業

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

車いす

無料で短期貸出します

シーダ・ウォークでは高齢の方、障がいのある方、ケガ等で車いすが必要になった方に、無料で車いすの貸出を行っています。通所・退院時や遠出、旅行等にご利用ください。(シーダ・ウォークは杉並区社会福祉協議会の『車いす短期貸出事業』の協賛店となっています。)

対象 杉並区民で、一時的に車いすが必要な方.. ※介護保険で認定を受けている方は、ケアマネジャーさんにご相談し、介護保険サービスの車いすレンタルを優先してください。..	貸し出し期間 原則として1ヶ月以内
車いすの種類 自走式(タイヤの大きなもの).. 介助式(タイヤの小さなもの)をご希望の場合は杉並区の社会福祉協議会にご相談ください。..	利用料 無料 ..
利用方法 シーダ・ウォークに電話で予約をしてください。.. 03-5311-6262 .. 車いすの貸出・返却時はシーダ・ウォークまでお越しください。..	